

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

常務理事	事務局長	部長	課長	係長	係

※被保険者でなくなった日から20日以内に申請しなければならないこと。

① 健康保険任意継続被保険者等記号	※イ 番号	② 生年月日	※③ 資格取得年月日	※④ 資格喪失予定日	※⑤ 標準報酬月額
ア 記号 2 0		5.昭 7.平 0 3 1 0 1 0	年 月 日	年 月 日	千円
⑥ 申請者の住所	〒 135 - 0000 TEL 03 (1234) 5678 東京都江東区深川〇-〇-〇			※従前 資格取得日 年 月 日 標準報酬月額 千円	
⑦ 申請者の氏名	フリガナ モクザイ イチロウ 木材 一郎	性別 1. 男 2. 女	資格確認書発行要否 <input checked="" type="checkbox"/> 発行が必要	健康 円 介護 円 子子 円 合計 円	※確認書交付日 郵・窓 年 月 日
⑧ 最後に被保険者として使用されていた事業所	ウ. 事業所名 株式会社 木材商店	エ. 所在地 東京都新木場〇-〇-〇	オ. 健康保険被保険者等の記号 9 0 0 0	カ. 資格喪失年月日 (退職日の翌日) 3 7 0 7 0 4 0 1	キ. 資格喪失の際の管轄 東京都木材産業健康保険組合 ク. 備考
⑨ 前納を希望する 場合いずれかに〇	1.前納半期(年2回) 2.前納全期(年1回)			提出 年 月 日	受付日付印

◎裏面の記入上の注意をご覧のうえ、記入して下さい。

※次のことをよく読んで下さい。

- 喪失の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者資格がなければなりません。
- 保険給付又は、保険料の計算の基礎となる標準報酬は、退職時の標準報酬月額が適用されます。

念 書

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

東京都木材産業健康保険組合理事長 殿

記

- 私は健康保険料を納付書にて納付期日（毎月1日から10日まで）までに納めます。
- 納付期日に納めることができなかった場合、特別な理由（天変地異）以外は
一切の理由を問わず、任意継続被保険者の資格喪失に関し異議を申し立てません。

参考（健康保険法第38条の3号）

住 所 東京都江東区深川〇-〇-〇

氏 名 木材 一郎